

原子力災害現地対策本部
本部長 赤羽 一嘉 様

特定避難勧奨地点に関する要求書

平成26年6月23日

南相馬市長 桜井 勝延

南相馬市議会議長 平田 武

特定避難勧奨地点に関する要求書

当市の特定避難勧奨地点（以下「地点」という。）は、平成23年7月22日以降3回に渡り、計142地点（152世帯）が設定されています。

現在、地点に設定された152世帯のうち、放射線による不安から8割にも及ぶ世帯が避難しています。また、家庭菜園や山菜取りができないことや、多くの家族が離散した生活を強いられる状況にあり、震災前の日常生活に比べ著しく制約・制限を受けています。

さらに、地点の指定世帯と非指定世帯との間に賠償格差が生じたことに伴い、地域住民間にあつれきが生じ、長年築き上げてきた地域のコミュニティが壊され、さらには地域の連帯感や人と人とのつながりが壊され、地域活動も制限を受ける結果となっています。

平成26年4月16日に原子力災害対策現地本部からの地点解除についての説明を受け、関係市議会議員や地元行政区長との意見交換会を実施しましたが、地点解除に当たり、このような状況を踏まえれば、放射線に対する不安を払拭するとともに、指定世帯・非指定世帯を問わず、日常の生活において制約・制限を受けたことについての対応を図るべきと考えます。

以上のことから、意見交換会での意見・要望やこれまでの住民要望を踏まえて、下記事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

一 環境放射線モニタリングについて

環境放射線モニタリングについては、指定世帯の住民が十分に納得、理解できる方法で実施してほしい、との意見が多くあるので、測定地点の決定や測定は住民立会いのもとで行うこと。合わせてモニタリング実施後一定期間が経過した後に再度実施すること。

一 解除時期・精神的損害に係る賠償期間について

指定解除の時期については、モニタリングの結果が指定の基準となっている年間20mSvを下回った場合に即時に解除するのではなく、すでに3年にも及ぶ避難生活を強いられ、指定世帯の生活設計に重大な悪影響を及ぼしていることに鑑み、進学・就職等の生活の節目を考慮すること。精神的損害に係る賠償期間についても同様の事情を考慮すること。

- 復興公営住宅・災害公営住宅等の入居について
年間 20mSv を下回っただけで自宅に戻ることに不安があり、安心して生活ができない、との意見が多くあるので、地点の指定世帯を復興公営住宅・災害公営住宅等への入居対象とすること。
- 非指定世帯の精神的損害賠償について
地点に指定されなかった周辺の世帯においても指定世帯と同じく生活の制限・制約を受けているため、指定世帯と同様の精神的損害賠償とすること。また、原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」に具体的内容を示すこと。
- 財物賠償について
地点に指定された世帯の多くの住民は避難しており、財物の適正な管理が不能であることから、財物について避難指示区域と同様の賠償をすること。
- 再除染の実施について
当市による生活圏の除染は終了しているが、住民の放射線に対する不安を払拭し、安心して自宅に戻り生活できる空間線量となっていないことから、国による再除染が実施できるよう対処すること。
- 山林除染の実施について
地点が点在する地域は阿武隈山系のすそ野にあり、平野部と異なり山林も生活圏の一部であることから、住民の不安解消のため、早急に山林除染を実施すること。
- 地域住民に対するヒアリングの実施について
中間指針第二次追補において、賠償の対象とならない相当期間経過後の「相当期間」は、「特段の事情」がない場合、当面の目安として3ヶ月間とし、「特段の事情」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとされている。
については、当市の地点及び周辺地域の実情を認識いただき、「相当期間」について柔軟に判断していただくため、原子力損害賠償紛争審査会による当市からのヒアリングを実施すること。